災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉キッチンカー協同組合（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、千葉市内にて大規模な災害が発生し、甲が、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を決定した場合（以下「災害時等」という。）において、地域における食料供給体制を強化し、もって避難生活の質の向上を図ることを目的として、甲と乙が協力してキッチンカーによる炊き出し等（以下、「炊き出し等」という。）を円滑に実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

２　この協定における炊き出し等とは、キッチンカーを用いた調理、配食、及びこれに附帯する業務をいう。

（協力の要請）

第２条　甲は、乙による炊き出し等が必要であると判断した場合には、乙に対し、要請書（様式第１号）により協力を要請することができる。 ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請があったときは、その内容について実施の可否を速やかに判断し回答するものとする。

３　甲は、第１項の規定により要請を行う場合は、市内の被災状況や指定避難所の状況等を勘案して、乙が安全かつ効果的に活動できる場所や期間等を決定するとともに、その地域における避難者や当該活動場所に辿り着くまでの道路の状況等も含め、可能な限り詳細な情報を乙に提供するものとする。

（協力の内容）

第３条　前条第１項の規定により甲が乙に対して要請を行う内容は、次に掲げる事項とする。

（１）甲が指示した指定避難所におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施

（２）前号に掲げるもののほか、甲乙双方がこの協定による協力として行うことが適当と認めたもの

２　乙は、前項各号の規定により協力内容を実施する場合は、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料８品目」及び「特定原材料に準ずるもの２０品目」について表示又は利用者に提示するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（炊き出し等の実施）

第４条　乙は、第２条第２項の規定により対応が可能と判断した場合には、速やかに、乙の組合員

への連絡等により炊き出し等を実施するものとする。

２　乙は、前項により炊き出し等を実施する際は、避難生活の長期化を見込んで、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等に配慮すること。なお、握り飯、調理済み食品、パン、弁当の配布を妨げるものではない。

３　乙は、前項により炊き出し等を実施したときは、実施報告書（様式第２号）により、実施内容を甲に報告するものとする。

４　甲は、乙が炊き出し等を実施する場合において必要な物資が不足するときは、甲が保管している、又は締結している応援協定により調達した物資等を乙に提供することができる。

５　乙は、炊き出し等を行う場合、衛生管理を行うほか、提供する食事を充分加熱するなど、食中毒が発生しないように配慮するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が第２条の規定による要請に応じて実施した炊き出し等に要した費用は、全額を甲が負担するものとし、その１食あたりの上限金額は、甲が災害救助法に基づき国に求償する範囲内を目安とする。ただし、乙が収集する寄付金及び寄贈品等で賄うときは、この限りではない。

２ 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、乙が前条第２項の規定により実施報告書を甲に提出した後、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　乙が実施する炊き出し等に伴う移動に係る費用は、乙が負担する。

（事故報告）

第６条　乙は、炊き出し等の実施において事故があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（損失補償及び損害賠償）

第７条　この協定に基づく炊き出し等の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

２　乙は、炊き出し等の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

（災害補償）

第８条　この協定により、乙が実施する炊き出し等に従事した者（以下「従事者」という。）が炊き出し等の実施において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、従事者が加入する保険により対応するものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

（個人情報の保護）

第９条　甲及び乙は、この協定に基づく炊き出し等に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏

らしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

（秘密保持）

第１０条　甲及び乙は、この協定の履行に際して知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

（法令順守）

第１１条　乙は、この協定に基づく炊き出し等の実施に際し、関係法令を遵守しなければならない。

（平時の連携等）

第１２条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施できるよう、平時において連絡担当者確認書（様式第３号）（以下、「確認書」という。）を作成し、相互に交換し、連絡体制を構築するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により通知した事項に変更があった場合は、確認書を修正し、速やかに相手方に通知するものとする。

３　乙は、この協定に基づく炊き出し等について、安全かつ効果的に実施し、かつ災害時に市民が安心して利用できるよう、平時において甲が実施する訓練への参加等に努めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がないときは、当該有効期間は更に１年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名の上、各自１通を保有する。

令和７年５月２９日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千　葉　市
千葉市長

乙　千葉市緑区おゆみ野中央６丁目４９番地５　２０２号
千葉キッチンカー協同組合
代表理事